



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カラー・ブラインド時代のマイノリティ政策（２）：構造的不正義と歴史的不正義を中心に
Author(s)	辻, 康夫
Citation	北大法学論集, 76(4), 51-86
Issue Date	2025-11-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/98292
Type	departmental bulletin paper
File Information	02_Tsuji_lawreview_76_4-2.pdf



カラー・ブラインド時代の マイノリティ政策（2）

—— 構造的不正義と歴史的不正義を中心に ——

辻 康 夫

目 次

- 第1節 形式的平等の時代の不平等
- 第2節 支配・抑圧の可視化 (以上75巻5・6号)
- 第3節 構造的不正義への対応
- 第4節 過去の加害への補償 (以上本号)
- 第5節 多文化主義政策の意義

第3節 構造的不正義への対応

前節までの議論を、ここでまとめておこう。20世紀末以降、明示的に差別的な制度はほとんどなくなった。このため、特定の制度を単独でとりあげて、その不正を問う議論の有効性は低下した。他方で、人種集団間に大きな社会・経済的較差が存在しており、そこに深刻な問題の存在が推定される。ただし、大きな社会経済的較差が存在しても、それだけではただちに、現在の社会秩序が不正義であるとは言いきれない。正義の判断にあたっては、最終的な財や機会の配分状態のほかに、その配分に至るプロセスが考慮されるからである。実際のところ、カラーブラインド・レイシズムは、現在の白人・黒人間の較差が、公平なプロセスによって生み出されていると主張する。較差の主たる原因は、黒人の怠惰や、白人と交わらない黒人の行動にあるから、その結果生じる較差は

不正義とは言えないというのである。したがって、黒人に対する不正義を認識するためには、較差を生み出すプロセスの不適切さを、示さなければならない。

我々は、前節において、社会の諸領域において、黒人に不利益をあたえる諸実践を概観した。アメリカの社会学者バーバラ・レスキンは、これらが構成する抑圧のシステムを「人種差別システム」とよび、次のように定式化している（Reskin 2012）。(1) 主要な社会領域において白人と黒人の間に享受する便益や福利の較差が存在する。(2) それらの較差の原因のひとつは、不当な人種差別である。(3) これら諸領域の較差が、相互に作用し、効果を強め合っている。(4) レイシズムのイデオロギーがそれぞれの領域に浸透し、差別を生み出している¹。このように、それぞれの諸制度・実践には正当なタテマエが用意され、また、単体では、その有害性が小さいことも多いが、全体が連関することで、黒人への深刻な支配・抑圧が形成されるのである。以下では、こうした状況を念頭に、「構造的不正義」の観念を用いて、不正義の所在と、変革のための責任の所在を論ずる手法を考察したい。

1 アイリス・ヤングの構造的不正義論

（1）構造の概念

アイリス・ヤングは、社会的プロセスの適切さを問うために、社会の「基本構造（basic structure）」の概念を導入する（Young 2006, pp.91-92）。ヤングによれば、社会的プロセスが公正であるためには、人々の行為を規定する条件やルールが、適切なものでなければならぬ。リバタリアンの理論家ロバート・ノージックが、正義の条件とするのは、人々の財産が尊重され、その移転が、当事者間の自発的な同意に

¹ レスキンは、人種集団の較差の存在する主たる社会領域として、「住居分離」、「教育の分離と較差」、「労働市場」、「住宅市場」、「金融」、「健康」、「福祉サービス」、「刑事司法」をあげる。これらは相互に、他の領域における較差を助長する。住居分離は、学校の分離を引き起こし、受けられる教育の質の較差を助長する。またそれは、居住環境の安全性や、医療へのアクセスの較差と結びつき、健康の較差を生み出す。このように諸領域の較差が、相互に強化し合い、較差を持続させているのである。

よるという最低限のルールの遵守であり、これが守られる限り、多数の相互行為の帰結として生じる財の配分状態も適切なものとみなされる。ロールズはこのようなノージックの議論を批判し、相互行為の背景を成す制度をも問題にする。個人間の相互行為が正しく行われたとしても、その結果が累積するなかで、不平等が拡大し、平等な社会関係が維持できなくなることがある。ノージックの議論においては、個人の行為を評価する視点のみが存在し、これから独立に、個人の行為を制約する社会構造を評価する視点が存在しないことが問題なのである（Young 2011, pp.64-66 [邦訳 pp.91-92]）。

ロールズにおいて社会の「基本構造」は、基本的権利と義務を配分し、社会的協働から生じる便益を分配する主要な社会制度の集合である。基本的権利や義務を規定する法的システム、市場の関係、財産と生産手段の体制、家族制度、などがこれに当たる。それぞれの社会的ポジションにある人々が、このもとで享受する資源や機会の配分によって、正義の観念が定義される。

ヤングは、社会の基本構造を「正義」の主題にするロールズの立場を支持しつつも、その範囲を拡張する。ロールズが重視するのは、財の配分状態であり、諸制度の評価もその限りで評価される。すなわち、機会、資産、職業上の地位、義務などを、「公平に配分」することを、正義の主たる関心としている。ヤングによれば、たしかに、「配分」は正義の重要な要素であるが、このような「配分」モデルにはとらえられない要素も存在するのである。（Young, 2006 pp.92-96）。

たとえばロールズは、社会的分業のあり方を問題にするにあたって、「公平な競争」や「所得の較差」を問題にするが、ヤングによれば、正義の観点から扱われる事柄は、さらに広げられるべきである。たとえば、職業上の地位の間に、どの程度の指揮命令の関係が許容されるかも、検討の対象に含まれるべきである。一部の人々に指揮命令権や決定権が集中し、他の人が従属的で、裁量権もない下働きを割り当てられる社会では、後者の人々が、自己の能力を開発できる余地が大きく限定されるからである（Young 2006）。あるいは、大企業などの組織の経営者は、組織内外の人々の生活に大きく影響する決定を行う権限を持つが、このような決定権の集中の是非も、正義の観点から問題になりうる。このほか

にも、マイノリティに向けられるステレオタイプや偏見、社会生活における暴力などが、不平等な権力構造の要素として認識される（Young, 1989, ch.2）。

このような関心に対応して、ヤングの問題にする「構造」は、ロールズのそれより広い範囲を含む。ロールズが正義論の主題に掲げる構造は、憲法をはじめとする国家の基本的な制度を要素とし、主として法学的な概念を用いて記述される。これに対して、ヤングにおいて構造は法のみならず、政治・経済・文化の領域における、社会全体のフォーマル・インフォーマルな諸制度、公共政策、個人の行為の連関から構成され、社会学的な概念を用いて描写される（Owen, 2021, p. 1215）。

前述のように、今日の人種的マイノリティの抑圧は、多様な領域におけるフォーマルおよびインフォーマルの要素の連関によって再生産されている。このため、その分析には、ヤングの提示する、射程の広い「構造」の概念が適合的と考えられるのである。

（2）構造的不正義

ヤングの定義する構造は、様々な制度や実践のパタン、役割期待などの規範的要素と、富の配分状態やインフラなどの物質的要素の両者の要素を含む（Young 2011, pp.53-56 [邦訳pp.76-80]）。個々のアクターにとって、それは、行為を行うときの環境を構成する。すなわち、それぞれのアクターに利用可能なルールや資源を提供すると同時に、制約を課し、行動を方向づける。特定の行為に動機を与えて助長する一方で、他の行為にはコストを課して抑制し、人々を誘導する。個人が構造によって受ける作用は、個々人が社会の中で占める特定のポジションによって異なり、それぞれのポジションに対応して、利用可能な活動の機会と制約が存在する（pp.56-59 [邦訳pp.81-84]）。ここで、一部の集団が自己実現の機会を奪われ、他の集団が過大に享受している場合、あるいは、一部の集団による他の集団への支配が存在する場合、この構造は不正義といえる（p.52 [邦訳pp.74-75]）。社会的に協働する人々の間に構造的な不正義が存在する場合、この関係は是正され、より平等な関係が樹立されなければならない。

構造的不正義には様々な領域における規範や物質的条件が関与してい

るから、その是正には、社会をあげての取り組みが必要になる（pp. 111-113 [pp. 167-168]）。ここで問題になるのは、このような大規模な改革を行う責任の優先順位、および責任の配分である。この世の中に様々な不平等や不正義が蔓延し、また社会が様々な課題を持つ中で、マイノリティ集団への不正義の是正は、どの程度の優先順位を持つものであろうか。また、是正のための責任は、諸アクターの間にもどのように配分されるのであろうか。これらの点を考えるために、責任の根拠を掘り下げて検討する必要がある。

（３）是正のための負担・責任の配分

「構造的不正義」のもとで、マイノリティが抑圧されている場合、これに対応して、だれがどのような責任を果たせばよいのであろうか。この問題の判断は、通常の相互行為の道徳性の判断とは、異なるものになる。通常の相互行為においては、アクターが選択を行う能力を持つ行為主体とみなされ、道徳の示す基準にしたがった行動をとることを求められる。これに反した行動をとることは、不正であり、道徳的性格に欠陥があるものとして、非難をうける。これに対して、不正な構造に巻き込まれている個々のアクターに対しては、このような道徳的責任を問うことが困難な場合が多い。

ヤングは、この点を説明するために、ホームレスを生み出す架空の事例を提示する。都心部に住むシングル・マザーの女性が、賃貸アパートが改装されるのにもとない、立ち退きを要求される。女性は代わりの住居を探す、容易に見つからない。職場に近いアパートは家賃が高く、彼女の給料では支払えない。他方、遠いアパートに居住した場合、職場への交通手段が確保できない。しかも子育てのために、安全な環境が必要である。住居が見つからず、彼女はホームレスになる危機に直面する。すなわち、居住という基礎的なニーズを満たせなくなるのである。このような事例において、女性の苦境に責任を負うのはだれなのであろうか。

[A] 相互行為のレベル：ヤングによれば、このケースにおいて、個人の相互行為のレベルで、道徳的に非難すべきアクターは見当たらない。すなわち、アパートの家主、企業の経営者、不動産仲介業者はいずれも、社会のルールにしたがって、女性に対して適切な敬意を払いつつ対応し

たのであり、女性の苦境の責任を負わないのである²。この理由は、より詳細には、以下のように整理できる。

（a）加害の意図や悪意の不在：ここに登場するアクターは、いずれも女性を苦しめることを意図していない（Young 2011, pp.100-104, [邦訳: 149-155]）。女性の苦境は、様々なアクターの行為や諸制度、たとえば、低い賃金、子供の養育の事情、都市の各地区の治安状況、低所得者への行政サービス、職場の位置、利用できる交通手段などが累積して、意図せざる形で生じる。これらの諸アクターや諸制度は、女性を苦境に追い込むという目的のために相互に調整されておらず、「共犯」とは異なり、共謀による加害の責任が認められない。

（b）因果関係の認識の困難：加害の責任を問うためには、あるアクターの行動と、別の人が被る損害の間に、予見可能な因果関係が存在しなければならない。ところが、構造的不正義が問題になる際には、多様な要素が複雑に作用するため、ある行為と損害との間に予見可能な経路が存在しない（Young, 2011 pp. 95-96, [邦訳: 142-144]）。また、連関があるとしても、その貢献は微小であるから、それを因果関係と認定するが困難なことが多い。このように、加害と被害の因果関係を確定することが困難である。

（c）社会構造による拘束：諸アクターはいずれも社会の構造に巻き込まれ、その制約をうけて行動している（Young, 2011: 107-108, [邦訳: 160]）。アクターは社会の規範、役割期待、物質的誘因、逸脱への制裁などによって、その行為を行うべく拘束されている。この拘束が強い場合には、自由な選択をなしうる「行為主体性（agency）」が縮減される。

² ヤングが挙げるもう一つの例は、発展途上国におけるスウェットショップの状況である。すなわち、低賃金で長時間の労働に従事する労働者は、危険で環境で劣悪な労働条件を強要されている。安全や健康という基本的なニーズが満たされないこのような労働環境は、諸アクターの連関の中で作られる。すなわち、外貨獲得のために企業を誘致する政府、安い商品を調達するグローバル企業、その下請けとして激しい受注競争にさらされる中小零細企業、雇用が必要な貧しい労働者、発展途上国政府に政府債務削減と外貨獲得を強いる国際機関などが、それぞれの意図を持って行動する結果、それが生み出される（Young, 2011: 126-133, [邦訳: 191-199]）。

たとえば、家主は住宅市場においては、経済的合理性の観点に立って行動することを許されるばかりか、市場の圧力によって、そうすることを促され、これに反すると、経済的損失という制裁を被るのである。アクターは行動の自由度が制約されており、制約の程度に応じて、道徳的非難可能性が低下するのである。

〔B〕次に、不正な社会構造を作り上げ、維持していることについて、特定のアクターが非難を受けることはないのだろうか。ヤングはこの点についても、個々のアクターの責任を否定する。社会構造は、多数の制度や規範、無数の行為の集積によって生じるものであり、個人が意図的に作り出したものではない。このため、特定のアクターに対して、現在の構造を作った責任を問うことはできない。

以上のように、ヤングによれば、構造的不正義から生じる被害については、〔A〕相互行為のレベルにおいても、〔B〕構造の形成のレベルにおいても、「加害者」を特定して非難することが困難である。

〔C〕他方、ヤングは、不正な構造を変革する「政治的責任」を、社会的協働に参加しているすべての人に課する。すなわち社会的協働を公平な条件でおこなうことは、これに参加するすべてのアクターの責任であり、ここから構造的不正義を是正する責任が生じる。構造的不正義の是正には、多様な社会領域にわたる取り組みが必要であり、それは個人が単独でなしうることではない。構造的不正義に対する責任とは、他の人々と協力して行動する政治的な責任なのである。

ヤングによれば、社会構造を変革する「政治的責任」は、個人間の道徳規則を遵守する責任とは、性格が異なるのである。この世界には構造的不正義があふれており、それを解消できる確実な方法が存在しないことが多い。このような状況下では、個人のとるべき行動を一義的に決める指針は存在しない。そのため、個人は取り組むべき課題や、そのための方法の選択について裁量があり、特定の課題に取り組まなくても、道徳的に非難されるものではない。政治的責任をはたさないアクターは、他の市民から責任を追及されたり (hold accountable)、批判 (criticism) を受けたりすることはあっても、道徳的な欠陥を非難 (blame) される

ことはないのである。

ロビン・ジェンは、ヤングの議論を敷衍して、次のような議論を行っている（Zheng, 2018; 2021）。ジェンによれば、道徳には二つの機能がある。第一は、行動の正確な準則を示すことであり、これに反する行動が行われた場合には、非難が行われる。これに対して、第二の機能は、我々がめざす高みを提示することである。人間は偉大な行為を成し遂げる潜在力を持っており、そのような理想にてらせば、現実の人間の行動は不満足なものである。我々は、すでに相応の努力をしている場合ですら、この理想によって、いっそうの行動に向けて駆り立てられるのである。

このような分類をしたうえで、ジェンは、構造的不正義を是正する責任を、基本的には後者のカテゴリに位置づける。すなわち、人間は構造に拘束されて行為主体性が限定されており、また構造の変革はきわめて難しい。この状況の下で、厳格な義務を課することはできない。他方、是正に向けて相互を激励し、努力を積み重ねることは重要である。政治的責任とは、このような性格のものとされるのである。

2 「責任」の拡張：道徳的不正に対する責任

ヤングの定式化した「構造的不正義」の概念は、多様な制度・実践が組み合わさり、支配・抑圧を持続させる状況を描写し、その不当性を示すために、高い有用性を持つのである。他方で、諸アクターの道徳的不正の「責任」を問わない点には、問題も存在する。すなわち、これがマイノリティへの支配・抑圧の実情を必ずしも反映しておらず、現実の事例に適用された場合、悪質な不正行為を見逃し、責任の追及を弱める危険がある。

ヤングの作った「アパート探し」のストーリーについて考えてみよう。このモデルでは、家主、不動産業者、行政、企業経営者など、すべてのアクターが、法を順守し、他者を適切に扱っているが、それぞれの行動が組み合わさり、意図せざる形で、シングルマザーに苦境が生じてしまう。構造的不正義が、このように不正行為を含まない場合には、特定のアクターを非難することは難しい。

しかしながら現実の世界においては、構造的不正義の中に、多くの「不

正」な制度や実践が組み込まれ、責任を問われるべきアクターが存在することが多い³。この場合には、「不正」を扱えないヤングのモデルは不十分である。たとえば、ヤングのモデルには現れないが、アメリカの大都市において、ホームレスの状態に陥っている人々の中には、圧倒的に黒人やヒスパニックが多く⁴、その一因は住居分離などの人種差別にある (Fowle, 2022)。不動産の売買や賃貸における人種差別は、法によって禁止されてはいるが、広く蔓延しており、マイノリティが適正な価格で安全な住居を探すことを困難にしている。

こうした差別的行為は、諸アクターの加担により、地域の不動産市場の慣行として定着し、法律により禁止されたのちも、インフォーマルな行為を通じて維持されてきた。白人地区の家主は、不動産業者に、黒人を紹介しないように依頼し、不動産業者もそれに配慮して斡旋業務をおこなう。その動機のひとつは、非白人を嫌うレイシズムであり、第二は、このようなレイシズムの存在を前提に、非白人を排除することで、住宅の資産価値を維持しようとする経済的動機である。行政もこのような違法行為を厳しく取り締まらずに放置してきた。「構造的不正義」の観念を現実世界に適用するためには、このような不正行為の存在を組み込んで、ヤングのモデルを修正する必要がある。

[A] 第一に、個人の相互行為のレベルで、道徳的不正を認識しうる。ヤングのモデルと対比すれば、以下のように考えられる。

(a) 加害の意図や悪意の存在：ヤングのモデルにおいて、アクターや諸制度の中には、加害の意図や悪意をもってこれを引き起こしたものはいないとされる。すなわち、(i) 個々のアクターは、この女性に対して、適切な敬意をもって行動しており、不正な行為を行っていない。

³ ステティは、構造的不正義の類型を3つに分け、ヤングのモデルをそのひとつとして位置づけている。このモデルは、単独では不正と見せない行為や規則が積み重なった結果、構造的不正義が意図せざる結果として生じる。これに対して、他の類型においては、意図的な不正義が存在している。これらの類型に対応して、異なる是正策が必要になる (Nuti 2019, pp.60-77)。

⁴ ロサンゼルスでは、黒人は全人口の8%であるが、ホームレスの34%を占める。Steve Lopez, "Black people make up 8% of L.A. population and 34% of its homeless. That's unacceptable". *Los Angeles Times*, June 13, 2020.

（ii）また、それぞれの制度やアクターは、それぞれ自らの設定した目的のために行うに過ぎず、共謀して女性の苦境を引き起こしたわけではないとされる。

これに対して、現実の社会構造においては、次の点に不正が認められる。（i）黒人に家を貸すことを拒否する家主や、その意をうけて行動する不動産業者は、黒人を平等な道徳的主体として尊重しておらず、その行為は道徳的非難に値する。（ii）集団的行為としても問題をはらむ。白人中心の住宅地では、地域からの黒人の排除を願う感情が住民や不動産業者に共有され、その意図を持った行為の累積によって、その目標が達成されている。住民・不動産業者・行政の間に意図の共有や行為の調整があれば、勝義の「共犯」といえる。このような明示的な共謀がない場合でも、諸アクターの行動の類似性は単なる偶然ではなく、相互に影響を与え合っている。さらに、このような白人住宅地からの排除は、マイノリティを従属的地位に押し込めるといふ、より大きな集団的目的とつながっている。こうした場合、集団的に行われる加害として道徳的非難をうける可能性が存在する。

（b）予見しうる因果関係の存在：ヤングのモデルにおいては、多様な制度や行為が複雑に作用するため、個々のアクターの行為と、その帰結の間に、予見可能な経路を見出すことは難しい。また、両者がつながっている場合でも、個々の行為の作用が微小であるため、因果関係の認定が困難である。これに対して、住居分離のケースでは、事情が異なる。アクターの多くが、白人住宅地からの黒人を排除する行動をとっている状況下で、あるアクターがその行為に加われば、排除が悪化することが予想される。個々人の行動の影響は微小であったとしても、それが集団的に加えられる加害行為の一環であることが認識できる場合には、行為と被害との因果関係が認識できると考えられる。

（c）社会構造の拘束の弱さ、行為主体性の存在：ヤングは、構造的な不正義に加担したアクターの行為が悪質性を持たない根拠として、それが当該社会内の規範と合致し、さらに、構造の圧力によって促され、行動の自由が制約されていることをあげている。しかしながら、この想定は常に妥当するわけではない。すなわち、社会で認められた規範は一義的ではなく、複数の規範が競合する場合が多い。住居分離の場合、不動

産業界や、地域の住民の中では、差別的慣行が存在し、諸アクターに、この慣行にしたがう圧力をかける。他方で、こうした行為の道徳的不当性がアメリカ社会において合意され、立法によって禁止されている。差別的行為は違法であり、場合によって法的な制裁の可能性もある。このように、二つの対立する規範が存在し、アクターはそのいずれにしたがうかを選択することになる。不正な規範・慣行の圧力が非常に強ければ、行為主体性が縮減され、道徳的悪質性が低下する。しかし、平等性の規範にしたがって行為する余地がある状況で、そうしないのであれば、道徳的非難の対象になると考えられる。

以上のように、構造的不正義を生み出すアクターの相互行為には、道徳的不正をはらみ、非難に値するものが存在する。当該のアクターは、それを停止する道徳的義務をおう。また、社会構造の拘束によって、それを停止することが難しければ、社会構造を是正すべく、政治的な働きかけを行う責任が生じるであろう。これは、相互行為レベルの義務と結びついている点で、ヤングのモデルが提示する一般的な構造の変革の責任に比して、より強い責任を生じさせると考えられる。

[B] 次に、不正な構造を形成した責任、およびそれを是正する責任について、検討したい。ヤングは特定のアクターが、不正な構造を形成・維持したことへの責任追及を行わない。社会構造の形成は、意図せざる要素の結合の結果であり、また、いったん構造が出来上がると、個々のアクターが社会規範に従い、また自らのポジションにおいて利用可能な規範や資源を用いて行為する中で、構造は安定的に再生産されると考えられる (Young 2011, pp.59-62, [邦訳: 84-88])。したがって、不正な構造を意図的に形成したり、維持したりしているアクターが見当たらないのである。

しかしながら、現実の抑圧の構造の中には、住居分離のように、不正な意図をもって形成された制度・慣行も多数存在する。これら明白な不正は、特定のアクターによって、別のアクターの抵抗を排して、暴力的に導入される。また、いったん導入された後は、諸アクターの行為を通じて安定的に再生産されるとは限らず、むしろ、これを是正しようとする者と、維持しようとするものの、せめぎ合いが続くことが多い。不正

な構造は、マイノリティへの暴力行為を通じて維持されることもある。この場合、抑圧的な社会構造が、人々の不正な行為を促進し、他方、人々の不正な行為が不正な社会構造を強化する循環が生まれる（Nutti 2020, pp.1252-1254）。

アメリカにおける住居分離は、当初は政府、地方自治体、地域住民、不動産業界の協力によって導入され、そののちも、フォーマル・インフォーマルの様々な手段によって維持されてきた。多くの黒人は、持続的に抵抗や改革要求を続けてきたが、この抵抗に対しては、暴力・威嚇・いやがらせなどによる封じ込めが行われてきた。このように、アクターが行為主体性をもって、不正な社会構造の形成・再生産に対して寄与してきた場合、その責任を問う余地が存在する。

マイノリティに対する不正行為が過去に行われ、その効果として現在まで不平等が持続している場合、その是正の責任を問う二つの論理が存在する。第一は、過去の不正行為に焦点をあて、加害者（および反射的な受益者）に、不正行為の影響の是正を求めるものである。第二は、現状の不平等それ自体を問題にする。資源や機会の適切な配分がなされていない現状を、正義になかった状態に近づけることを主張するものである。前者は「矯正的正義」の原理、後者は「配分的正義」の原理にしたがうものとして対比され⁵、それぞれ、「過去志向（backward-looking）」、「未来志向（forward-looking）」の手法と呼ばれる。

両者の原理の関係については議論があるが、一般に、マイノリティへ

⁵ 「矯正的正義」と「配分的正義」の対比は、アリストテレスにさかのぼるが、今日では、私法の領域で財の配分をめぐる用いられる（Weinrib 2002）。この観念を拡張し、集団間の不正義の是正についても、両者の対比が援用される。たとえばダニエル・バットは、グローバル正義論を展開するなかで、矯正的正義の観念にうったえ、第三世界諸国への富の再配分を主張する（Butt 2009）。これは正義を財の公平な配分として観念する「配分モデル」に相性が良いが、構造的不正義をめぐる議論にも適用が可能と思われる。Kim (2024) は、構造によって諸アクターが割り当てられる特権やポジションを、財の配分になぞらえて、過去の不正義の是正として、現状を変革する。本稿でも、構造的是正の根拠を区別するために、これらの概念を使用する。

の不正義の是正を考える場合、二つの原理が同時に援用される場合に、強い訴求力が発揮される。すなわち、過去に不正が行われ、その効果として現在も深刻な不平等が持続している場合である。矯正的正義は、単独では、十分な訴求力を持たないことが多い。過去に不正があっても、その影響が消失し、公平な社会関係がすでに実現されている場合には、過去の不正にこだわる意味が大幅に減少する。人類の歴史の中で、不正な加害は無数に行われてきたのであり、我々はそのすべてについて、補償を行おうとは考えない。我々の実践的な関心を引くのは、それが現在の不平等・不正義につながっている場合である。

それでは逆に、「過去の加害」にはこだわらず、はじめから、配分的正義に訴えて、現在の平等・正義を目標にすればよいのであろうか。過去の責任を問わないヤングの議論はこの立場をとる。

しかしながら、実際の政治の場では、過去の是正の論理は非常に強力であり、マイノリティの運動の重要な部分を成している。理論的には、この点は次のように説明できる。配分的正義と矯正的正義は、異なる根拠に発し、責任を負わせる対象が異なる。すなわち、配分的正義の実現は、すべての人の責任であるのに対し、矯正的正義は加害者と被害者の間の関係である。矯正的正義においては、加害者は道徳的不正を犯したゆえに、道徳的汚点を負い、その罪悪感のゆえに、是正に向けて強く駆り立てられる (Blake 2016)。他のアクターの中にも、不正な意図や行為を見過ごすべきでないという強い道徳的願望が働く (Butt 2021)。これに対して、配分的正義は、不運から生じる効果を是正するためにも作用し、加害の責任の追及とは結び付いていない。行為者の罪悪感も伴わないので、行動のための強い動機を生まないことが多い。このため、不正義の是正に向けて諸アクターを強く動機づけるためには、矯正的正義の観念に訴えることも必要と考えられる。すなわち、過去に不正な構造を形成・維持してきたアクターには、それを是正するための特別な責任を課すべきなのである。

3 構造変革の能力と政治的責任

諸アクターの責任を考えるに際しては、構造の形成にはたした役割に加えて、社会構造の拘束からの自由度、および、社会構造に働きかける

能力も重要な考慮要因である。社会構造による拘束が少なく、構造を変革する力が大きいほど、そのアクターの責任は大きくなる。

アラシア・ヌティは、当該アクターが与えうる影響力の程度によって、責任のレベルが変わると考える。社会構造を変更する力を持つアクターは、その力を用いて社会構造の是正に努めなければ、道徳的非難を受けるべきである。他方、このような力を持たないアクターは、社会を変革する共同行為に参加する政治的責任を持つものの、その責任は弱いものになる（Nuti 2021, p.1253）。

マエヴ・マッケオウンは、同様な観点から、構造的不正義が存在する状況を、「純粋なもの」「回避可能なもの」「意図されたもの」に分ける（McKeown 2023）。①「純粋な構造的不正義」とは、すべてのアクターが、構造的不正義の再生産に寄与することを意図しないままに、構造の圧力に拘束されてこれに加担しているものである。②「回避可能な構造的不正義」とは、一部に、不正義を是正する能力を持つアクターが存在するにもかかわらず、そのアクターがそれを行わないために、構造的不正義が存続しているものである。③「意図的な構造的不正義」が存在するのは、権力を持つ行為者が、意図的に構造的不正義を作りだしている場合である。たとえば多国籍企業はスウェットショップの労働者から搾取するために、現地の政府に圧力をかけ、労働者保護規制を骨抜きにし、労働者の立場を脆弱にする。この場合、力の強いアクターは、構造を完全に支配する力を持たないとしても、不正義を持続ないし悪化させることができるのである。マッケオウンによれば、回避不可能な「純粋な構造的不正義」は少なく、むしろ多くの場合、強力なアクターが不正義を放置し、さらには、意図的に形成・維持しているのである。マッケオウンが念頭に置く強力なアクターとは、国や地方政府、大企業などであるが、これらのアクターはそれぞれの道徳的責任を追及されるべきなのである。

「(1)不正な構造」に加担した過去、および、「(2)構造を変革する能力」、の二つの観点から考えるならば、主たるアクターの責任は次のようになる。

（a）国家およびそれを代表する政府は、意志決定のための制度を持ち、構成員を拘束し、時間の経過をこえて同一性を保つ存在である（Nuti

2019)。それは規範を作り、資源を動員して、経済活動や文化の再生産のパタンに影響を与えうる。国家より下位の諸レベルの政府も、一定程度、そのような力を持つ。過去に国家・政府は、その力を用いて、立法や政策を展開し、不正な構造を作り上げ、維持してきた場合が多い。他のアクターによる不正行為も、政府の構築した枠組みの内部で行われ、政府により奨励ないし黙認されたものが多い。このように、不正な構造に加担した経緯、および、構造を変革する能力のゆえに、政府は通常、最も大きな責任を負う。

(b) 政府に匹敵する力を持ち、また構造形成の責任を負うアクターも存在する。マッケオウンは、第三世界のスウェットショップにおける多国籍企業の責任を指摘する。これらの企業のいくつかは、発展途上国の政府や国際機関に圧力をかけて、労働者保護の法的規制を骨抜きにし、労働者を脆弱な地位におくことで、搾取を行いやすい構造を作り出している (McKeown 2024, pp.81-82)。このようなアクターは、不正な構造を意図的に形成・維持してきたのであり、その責任を問うことが可能であろう。

(c) 各種の業界団体は、特定の社会領域の中で、政府やその他のアクターと連携しつつ、不正な構造を作り上げる力を持つ。米国では不動産産業協会が、政府・自治体と連携しつつ、不動産取引の差別的な規範を確立し、人種の住居分離の構造を全国の住宅地に浸透させた。アメリカ医師会は、黒人の医師の加入を拒否するなど、差別的な運営を行ってきた。このような差別の結果、現在に至るまで医師に占める黒人の割合は極めて低く、医療へのアクセスの較差が持続している。これらの団体は、それぞれの社会領域の中で、現在の不正な構造に責任があり、また構造に働きかける力を持つため、構造の是正に貢献する特別の義務があると考えられる。

(d) 狭い地域社会に限定すれば、重要なアクターの数は増える。社会構造は、狭い地域の社会構造と、より広い社会（国家レベルや、国際レベル）のそれに区別できる (Nutti 2021 pp. 1252-1254)。社会全体の構造に影響を与えるアクターは限られるが、一定の地域社会の構造に影響を与えうるアクターは珍しくない。これらのアクターが地域の抑圧的構造の形成に貢献した過去を持つ場合、それを是正する特別の責任を負

うと考えられる。

（e）一般の個人が、構造の生産に与える影響は、多くの場合、微小であるが、その重要性は決して小さくない。ヌティによれば、平等性の原理が支配する今日の社会において、不平等な構造が持続するうえで、不平等な規範を再生産する行為が極めて重要である。人々が日常的に行う微小な不正も、平等性にもとづく規範を侵食し、これに貢献する。たとえば、マイノリティのステレオタイプと、それに基づく不平等な役割期待、そこからの逸脱に対する非難などの実践は、不平等な規範を再生産し、ドメスティック・バイオレンスなど深刻な加害を容認する環境を作り出す（Nuti 2019, pp.106-111）。このように、多数のアクターの行為が、ボトムアップの形で不正義の構造を支える。その多くは無意識で、その効果も微小であろう。しかし、意図的なヘイトスピーチなど、差別的なステレオタイプや規範を意図的に広める者は、構造的不正義の持続や悪化に一定の影響を与えるため、その悪質性も大きいと考えられる。

4 社会構造の歴史的認識

構造的不正義を認識するためには、諸制度の歴史をたどることが不可欠である（Young pp.181-182 [邦訳p.276] , Lu 2017, p.178）。ヌティはこの点を、以下のように説明する。かつてマイノリティへの支配・抑圧は、明示的に差別的な法的・政策的によって行われていたが、やがて、このような差別的制度が許されなくなり、これに代わって正当なタテマエを持つ制度が、その機能を代替することになった。異なる制度が、同様な機能を引き継ぐことで、抑圧的な秩序構造が再生産されてゆく（Nuti 2019, pp. 60-61）。差別的切な意図で導入された制度や慣行が、正当なタテマエのもとに定着し、無意識に持続することも多い。したがって、現在のタテマエにとらわれずに、その制度が最初に導入された意図や、歴史的に果たしてきた役割をたどることで、現在の構造の中で果たしている機能を認識することが可能になる。過去との連続性を認識しなければ、制度がタテマエとは異なる機能を果たす原因も認識できなくなるのである（Butt 2021）。また、このような歴史的分析によって、構造的不正義を導入・維持した責任、それがもたらした損害、その是正の責任なども明らかになる。

社会の諸制度は、奉仕すべき目的によって正当化されており、我々は制度の正当性に疑問を持つことがすくない(Nuti, p.171)。しかしながら、その制度が形成される歴史的な過程や、その後にそれが果たしてきた社会的機能を検証すれば、不正な構造の中でその制度が抑圧の装置として機能していることが明らかになる。

この点は、先述のアメリカの住居分離の例に見てとれる。20世紀初めに、多くの都市が黒人の居住区を制限する条例を制定し、これが違憲とされると「制限的住民協約」が活用された。これが違憲とされ、不動産取引における差別が禁止されたのちは、インフォーマルな顧客誘導やゾーニング（土地利用規制）などによって、住居分離が維持されてきた。このように、タテマエの異なる様々な制度が活用されてきたが、過去から連続性をたどれば、それらの機能が、白人の住宅地からの黒人の排除であることが明らかになる。

ヌティはこうしたイデオロギー暴露の実践例として、アメリカの監獄廃止運動をとりあげる。監獄制度は通常、犯罪の防止や、犯罪者の更生等の目的によって正当化されている (Nuti 2019, pp.175-177)。しかしながら実際には、黒人を統制し、搾取するために使われてきた。南北戦争後に奴隷制度が廃止されたのちは、黒人を従属的な労働力として使役し続けるために、刑事司法が活用された。黒人を標的にした「黒人犯罪」が創設されて、「無職」であることを理由に、多数の黒人が収監された。しかもこれらの囚人が、民間企業に労働力として貸し出された。司法は中立ではなく、白人の利益のために黒人を抑圧する手段として活用された。今日の大量収監は、このような実践の延長上にあるとされる。このような仕組みやイデオロギーを検証することは、抑圧の是正につながる。近年、力を増している「監獄廃止運動」は、現行の社会実践の自明性を疑問に付し、異なるビジョンを提示する試みなのである (Nuti pp.176-177)。

以上をまとめると、マイノリティを抑圧する構造的不正義が存在する中で、諸アクターが負うべき責任は次のようなものである。

- (1) 平等な社会関係の実現のために、不正な構造の是正をめざす、すべてのアクターの義務。
- (2) 道徳的に不正な相互行為を行っているアクターが、それをやめ

る義務。

（３）過去に不正な構造を形成・維持してきたアクターが、不正な構造の是正をめざす義務

このうち、（１）と（３）が構造の変革に関するものであり、（２）が相互行為に関するものである。また、（１）が当該アクターの道徳的不正を前提しないものであるのに対し、（２）（３）は道徳的不正に起因し、その履行の義務はより強いと考えられる。

次節では、「過去の不正の修復」という政策実践に焦点をうつし、その構造を分析する。本節の議論とは、（３）が重なるが、これに加えて、あらたに「和解」の原理が検討の対象になる。

第４節 過去の加害への補償

マイノリティの運動および政策実践において、過去の不正な加害や政策の責任を追及し、その負の影響の是正を要求することは、重要な要素を成している。アメリカは、過去の奴隷制度およびジムクロウ制度によって、黒人に対する甚大な加害を行った。これらの不正な加害や政策は、不平等な社会構造を生み出し、それは形を変えつつも、現在に至るまで持続している。今日、こうした過去の不正な処遇に対し、補償を求める運動が強まっている。以下では、その実践例のいくつかを概観したのちに、これらを念頭に理論的考察を行いたい。なお本稿では、①経済的な手段による損失補填（金銭賠償（compensation）、原状回復（restitution）、代替の便益提供）、②加害者の責任追及、③和解のための謝罪等、を合わせた政策の全体を、「補償（reparation）」と呼ぶことにする。

１ アメリカの黒人における補償の実践

（１）補償要求の強まり

1990年代以降、人権規範の浸透に伴い、世界各国の政府や諸団体が、マイノリティ集団に対する過去の不正を検証し、補償を修復する動きが強まっている。この趨勢は「謝罪の時代」という言葉によって表現される。米国では、第二次世界大戦中に強制収容された日系人に対して、

1988年に政府による謝罪と賠償が行われたことが重要な先例である。1993年には連邦議会が、ハワイ王朝の転覆にアメリカ政府が加担したことについての謝罪を行った。黒人に対しては、1973年に、不適切な医療実験の被害者に対しする謝罪と賠償が行われ、1993年には、フロリダ・ローズウッドの虐殺への賠償が行われた。奴隷制度やそれに続く差別的政策の全体については、2007年以降7つの州が謝罪を行い、連邦議会の下院は2008年、上院は2009年に謝罪を行った。

こうした流れの中で、黒人に対する本格的な補償の要求が強まってくる。1989年、連邦議会に、黒人への補償を検討する委員会の設置を提案するH.R40法案が提示され、その後も継続的に提出が続いている。1980年代末から展開する批判的人種理論は、補償の法理論的根拠を探索してきた (Brophy 2006, pp.62-69)。2000年代に入ると、本格的な書籍も刊行され、補償をめぐる論争は、一層活発になった (ibid., pp69-70)。

黒人への補償をめぐる運動は、2020年に全国でおこった抗議運動の高まりによって、大きな展開を見せる (Reneau 2024, pp.140-141)。このきっかけになったのは、黒人への構造的不正義を顕在化させた二つの出来事である。第一は、Covid-19の流行である。感染防止のためのリモート勤務なども模索されるなかで、黒人には、エッセンシャル・ワーカーとして働く者が多く、感染のリスクを避けることが困難であった。また貧しい黒人の中には、日常的に医療にアクセスする財力を持たず、健康状態が悪い者が多かった。これらの要因が重なって、コロナ感染症の流行の初期には、白人に比して、黒人はより大きな被害をうけた。こうして黒人と白人の間の社会経済的較差が顕在化したのである。

第二は、警官による黒人への虐待事件である。2010年代に白人警官による黒人の若者の殺害が深刻な問題となっていたが、2020年におこったジョージ・フロイド氏の暴行死事件では、残虐な暴行の映像が社会に流通し、警察組織のレイシズムの実態が強く印象づけられた。この二つの出来事をきっかけに、アメリカ社会の隅々に組み込まれた黒人や有色人種への不正義が顕在化し、ブラック・ライブズ・マターをはじめとする抗議行動が全国に吹き荒れることになる⁶。これらは、アメリカ社会にお

⁶ これがピークに達した夏季には、3か月に1万件以上の抗議行動が行われた

ける「構造的不正義」の是正を要求したが、その一環として、過去から持続する不正行為に対する「補償」の要求を掲げたのである。

抗議運動の高まりは、連邦・州・地方自治体すべてのレベルの政治に大きな影響をあたえ、世論も変化させた。2000年の時点では、黒人への賠償に賛成する人は白人の4%であったが（Brophy 2006, p.5）、2021年の調査では、これに賛成する人は全人口の30%、白人のなかでも18%に増加した⁷。金銭賠償以外の、教育支援などを加えれば、何らかの賠償を支持する意見は過半数になっている。連邦レベルでは、2021年にH.R.法案が初めて小委員会から本会議に送られた。2020年の大統領選挙の過程では、予備選挙段階で数名が補償問題を取り上げた（Darity et.al. 2023, p.1）。

州および地方自治体のレベルでは、より実質的な進展が見られる。州レベルでは、カリフォルニア、ワシントン州、ニューヨーク州が、補償の検討を行っている。地方自治体のレベルでは、2023年までに20以上の郡（county）および基礎自治体（municipality）が補償に向けた検討を始めている（Reneau 2024, pp.141-143）。現時点では、これらの州や自治体の間の体系的な連携は無く、補償の対象や規模についても、大きな違いがみられる。他方で、基本的な枠組みについては多くの共通性がみられる。すなわち、この政策の目標が、現状の社会経済的較差や、不正な構造の是正にあること、不正な構造を形成してきた州・自治体の責任に焦点をあてていること、その是正のために、州政府や自治体に「謝罪」、「賠償」、「構造の改革」の政策を提唱していることである。多額の金銭賠償に対しては、反対の意見もつよく、実現は不透明であるが、他方で、「謝罪」や「構造の改革」の政策のうちには、実施が見込まれるものも多数存在する。このように、「過去の加害への補償」の観念は、今日の黒人政策において重要な役割を果たしつつある。

（Renea 2024, p.140）。

⁷ Carrie Blazina and Kiana Cox, "Black and White Americans are far apart in their views of reparations for slavery", November 28, 2022. <https://www.pewresearch.org/short-reads/2022/11/28/black-and-white-americans-are-far-apart-in-their-views-of-reparations-for-slavery/>

(2) カリフォルニア州補償検討委員会報告書

ここでは、本格的な調査と包括的な政策提案を行なったカリフォルニア州の補償検討委員会の報告書を取りあげ、「加害への補償」が政策を基礎づける論理をたどってみよう。アメリカでは奴隷制によって人種が序列化され、またこれを正当化する白人優越主義のイデオロギーが作られた。これらは広範な制度に組み込まれ、奴隷制度の廃止後も、社会のすべての領域で持続している (California Task Force 2023, p.78)。アメリカの諸政府は、このような構造的不正義の形成・維持に加担してきた。報告書は、カリフォルニア州および州内の自治体政府が加担してきた不正義を網羅的に列举し、それらが負うべき義務を提示する。

カリフォルニア州はかつて「自由州」であり、奴隷は非合法であったが、実際には一定数の黒人奴隷が存在し、また、他州からの逃亡奴隷を送還する「逃亡奴隷法」(1985年)を受け入れるなど、奴隷制度に加担した (p.109)。奴隷制度の廃止後、アメリカ社会には黒人を従属させるための暴力行使が蔓延したが、カリフォルニア州政府や自治体政府もこれに加担した。KKKのメンバーは、有力な市民、警察官、政府職員などを多数含んでいた。

カリフォルニア州や自治体は、投票の妨害にも加担した (ch.4)。また州や自治体は住居分離にも加担し、レッド・ライニング、ゾーニング条例、住宅購入支援からの黒人の排除、郊外住宅地からの黒人の排除、制限的住民協約にも加担ないし黙認した (ch.5)。学校の人種分離も広く行われ、学校統合政策は不徹底であった。今日まで学校の人種分離の程度は高く、黒人やヒスパニックの生徒の多い学校へは、十分な予算が提供されてこなかった (ch.6)。福祉行政においても、レイシズムは作用し、たとえば、白人に比べて、黒人の家族では、子供が里子として家族から引き離されることが多い (p.313)。

警察や刑事司法における人種差別は、カリフォルニアにおいても深刻であり、黒人は警官による過剰な職務質問、発砲、投獄、殺害の被害を経験してきた。陪審員の偏りは、黒人に不利な判決につながり、また、懲罰的な刑事司法によって、多数の収監がなされている。雇用の差別は、民間セクターばかりでなく、公共セクターにおいても行われてきた (p.378)。資産形成のうえでも、黒人は、土地付与政策や、住宅購入支

援政策、GI法などの社会保障政策から排除され、この結果、白人とのあいだに大きな資産の較差が生まれた（ch.13）。

カリフォルニア州および自治体政府は、これらの不正に加担し、あるいは、防止を怠ったのであり、カリフォルニア州はそれを修復する責任を負うとされる。報告書は、カリフォルニア州が果たすべき義務として、3つを挙げている。（1）黒人への公式の「謝罪」、（2）賠償、（3）不正な構造の変革である。

「(2)賠償」の算定において、報告書が採用するのは、カリフォルニア州が主導した政策によって生じた損失を、州内に居住した期間に応じて、積み上げる方式である。たとえば「健康への被害」として、黒人の寿命が白人に比して短いことを、不平等な処遇の累積的效果と想定し、その被害額を算定する（pp.609-610）。すなわち職業上の差別が原因で健康保険を取得しにくいこと、住居分離の影響で汚染地域に住まざるをえないこと、医療へのアクセスにおける較差、などが寿命の較差の原因と推定される。カリフォルニア州はこれらに加担し、差別の防止を怠ってきたことから、この賠償の責任を負うのである。

また「懲罰的収監政策による被害」として、1971年から半世紀におよぶ薬物取締において、不当に多くの黒人が収監の標的にされたことが賠償の根拠となる。賠償金は損害を受けた黒人コミュニティ全体に支払われるべきものとされる（pp.610-615）。こうした計算を積み上げて、個人に対する賠償金の額が算定される。報告書は、長期間の居住者に対しては、100万ドルを超える賠償金の支払を求めるのである。

「(3)不正な構造の変革」のためには、多様な領域にわたる提言が行われる（chs.18-30）。刑事司法の領域では、警察官や官吏による日常的な暴力の抑止、救済を容易にする制度改革、黒人の法律家の養成、厳罰主義の廃止、治療の重視、軽微な違反の非犯罪化、死刑制度の廃止、などが提言される（ch.20）。また収監者の労働への適切な賃金支給、営利業者による施設運営の廃止などが提言される。

参政権の行使については、投票価値の希釈の防止や、投票権の行使の保障の政策が提唱される。すなわち、身分証明書提示の義務付けをやめ、投票日を休日にし、仕事を休めない労働者への配慮がなされるべきである。収監の経験者、および収監中の人々の投票権を回復することも必要

とされる (ch.21)。

住居分離については、地方自治体条例の悪用を禁止し、民間業者の差別的慣行を効果的に取締まる必要が指摘される。あわせて、安価な住宅供給を増やす政策も必要である。教育については、マイノリティの学生の多い学校に適切な財源を割り当てること、黒人の教師の採用を促進すること、教育課程に黒人研究やエスニック・スタディーズなどの知見を取り入れることが提言される。以上のように、州政府が主体となって広範な制度を変革することによって、差別的な社会構造を是正することがめざされるのである。

(3) 地方自治体による補償の実践

地方自治体による賠償の実践は、州によるものより規模がはるかに小さいが、その論理は類似したものである。ロードアイランド州プロヴィデンス市では、Covid-19の流行によって、黒人・先住民と白人の経済的較差が顕在化したことをきっかけとして、2020年から市長の行政命令により、補償のプロジェクトが開始された。

調査委員会の報告書によると、現在の経済較差の原因は、過去の不正な行為の累積にある (Providence 2022, pp.10-12)。白人社会は、奴隷の労働を搾取し、先住民から土地を奪った (p.10)。またこれに続くレッドライニング、雇用差別、差別的住宅政策、都市開発や高速道路建設による黒人コミュニティの破壊が、プロヴィデンスの白人と黒人の間の経済較差を持続させてきたのである。

賠償委員会の最終報告書は、次のような提言を行う。第一は、過去の加害の認知と謝罪である。黒人の奴隷化、先住民の土地の剥奪、都市開発によるコミュニティの破壊、薬物犯罪への過剰な処罰などについて、認知と謝罪が行われるべきである。

第二は、経済的賠償ないし支援である。すなわち、経済的較差の改善のために、貧困世帯への家屋の取得や修繕の支援、就労支援や収入の補助が行われるべきである。黒人や先住民の居住地域のビジネスへの支援も望ましい。また、過去の不適切な政策の被害者への賠償や救済が必要とされる。すなわち、過剰な処罰の被害者の社会復帰の支援、都市開発の被害をうけた者やコミュニティへの賠償である。

第三に、不正な社会構造の是正のために、多様な領域での取り組みが提言される。医療サービスや司法への公平なアクセスの確保、黒人や先住民の発言の場の確保、文化発信の独自のメディアの創設が提唱される。また初等中等教育において、包括的な歴史の学習が必要である。市はこのようなビジョンをふまえて、公式の謝罪を行い、2023年には諸政策を実施するために、1000万ドルの予算を組んだ（California Task Force 2023, p.38）。

（4）公共機関・業界団体による修復

アメリカの多くの大学では、過去に黒人に対して行った加害の検証が行われている。その一例としてジョージタウン大学のケースを見てみよう。ジョージタウン大学では2015年に、学長のイニシアチブにより、大学と奴隷制とのかかわりを調査する検討委員会を設置した（Georgetown University 2016）。検討委員会が、2016年にまとめた報告書によれば、ジョージタウン大学はその創設期から、奴隷制および奴隷貿易と深くつながっていた。大学を設置したイエズス会は、奴隷を使ってプランテーションを運営し、その利益を大学の運営に用いていた。また大学は多くの奴隷を賃借して構内で働かせていた。学生の中には、奴隷所有者の子弟も多かった。大学の構成員の多くは、奴隷制を支持しており、南北戦争に従軍した卒業生の多くも、南軍に加わったのである。

大学が行った行為のうちで、特に悪質とみられるのが、1838年に272人の奴隷を売却したことである。奴隷を使ったプランテーションの経済効率が悪く、奴隷の解放も有力な選択肢として議論されていたなかで、農場で不要になった奴隷を遠方に売りさばいて利益を上げた行為は、当時においても、人道的見地から多くの批判を集めた。

このような不正への加担をふまえて、報告書は学長への提言をおこなう。第一は、不正の認知と謝罪である。売却された奴隷の子孫を第一に念頭におきながらも、あわせて、奴隷制とその遺産による被害を受けた人々への謝罪を行い、和解をめざすことが提言される。売却された人々の名誉のために、その調査と追悼・想起を行う。それらの人びとの子孫に対しては、優先的な入学資格をあたえ、資金的な支援を行う。また、大学内の建物の中には、売却に加担した者を顕彰する名称を備えたもの

があったが、これを取り除き、新たな命名を行う。また、大学と奴隷制の関係について調査を行い、その結果をひろく社会に周知する。

提言の第二は、現在の構造的不正義への取り組みである。奴隷制の歴史についての研究センターを充実させ、歴史の解明を進める。また、奴隷制に由来する今日の問題、すなわち、大量収監や持続する差別など不正な社会構造の是正のために、研究を通じた貢献を行うことが提唱される。

多数の職業団体も同様な修復の試みを行っている。全国不動産業協会（National Association of Realtors）は、2020年に、住居分離に加担してきた歴史について謝罪し、差別的な取引の是正に真摯に取り組むことを表明した（Cole 2020）。アメリカ医師会（American Medical Association）は、2008年に、かつて黒人医師に対して、加入を拒否するなどの人種差別を行ってきたことについて謝罪した。医師会は黒人医師の養成など、公平な医療の実現のために取り組むことを宣言した（Bates 2013）。

2 補償の政策と原理

上記のように、過去にさかのぼって、加害を補償する実践は、通常「謝罪・和解」、「賠償」、「不正な構造の変革」という3つの要素から成り立っている。以下では、それぞれの論理と、相互の関係について考察してみたい。

（1）賠償

「行為主体性」を持ち、歴史を通じて同一性を維持する団体が、過去の加害の責任を負うことは多い。上に見たように、国家、地方自治体、大学、職業団体、企業、教会などが、加害者としての責任をみとめている。とくに重要なのは、国家や地方自治体である。これらの政治共同体は、政府を通じて国民の協働行為を組織し、資源を動員できる。これらはかつて、その力を用いて、マイノリティへの大規模な加害を行い、他のアクターによる加害を容認・助長した。また現在は多額の賠償を行う能力を持つのであり、このため賠償を行う主たるアクターとなる。

賠償額の算定には、複数の手法があるが、以下では、その議論を概観しつつ、賠償の実践が「矯正的正義」と「配分的正義」の両者の原理を

組み合わせて行われていることを示したい。

（a）アメリカにおける賠償の議論をリードするダリティらの研究グループは、奴隷制時代からの政府の加害行為の損害額を累計し、それを基礎に賠償額を算定するプロジェクトを行っている。賠償の責任を負うのは連邦政府である。第一に、黒人の支配・抑圧の大枠を決めた連邦政府は、過去の不正に対して最も責任が大きく、第二に、賠償を行うための資源を動員する能力がある。州政府や地方自治体には、巨額の賠償を行う力はないのである（Darity and Mullen 2023 pp.19-20）。

ダリティらの計算によれば、賠償額は天文学的なものになる。奴隷労働に払われるべきであった賃金の不払い相当分に、今日までの利息を合わせた総額は19.1兆ドルと推定される（Craemer et.al. 2023, p.40-41）。奴隷制度下で、自由を剥奪したことに対しても賠償が行われるべきであり、その賠償額は⁸35.8兆ドルになる。両者を合計すれば、損害額は54.9兆ドルであり、これが奴隷にされた人の子孫（今日の黒人の約9割、4100万人）に対して支払われる。すなわち、ひとりあたり、134万ドルの賠償金が支給されるべきである。

賠償されるべき経済的損失は、これだけではない（Darity and Mullen 2023, pp.14-17）。政府は解放された奴隷に対して約束した40エーカーの土地供与を履行しなかった債務を負っている。また20世紀の前半期に、黒人を標的とする多数の人種暴動により失われた人命と資産への賠償も必要である。20世紀中葉以降は、黒人は住宅取得支援や復員者支援などの福祉プログラムの恩恵から、しばしば排除された。高速道路建設や都市開発のために、黒人の住居や商店が頻繁に取り壊された。教育、雇用、治安などにおける差別も資産形成を妨げた。これらを算入すれば、黒人への賠償は莫大なものになる。

ところで、世代を超えて賠償額を積み上げるこの手法には、深刻な困難がある。第一は、集団の間の債権・債務の計算の困難である。隔離された二つの集団間の関係とは異なり、持続的に交渉してきた集団間の債権・債務を確定するためには、すべての相互作用を検証する必要が生じ

⁸ 第二次世界大戦中に強制収容された日系人への補償額を参考に、拘束期間に比例して計算されたものである。

る。たとえば、政府は長年、黒人に対する福祉政策を行ってきたのであり、過去の損害に対して、すでに相当程度の賠償がなされていると考えられる (Prophy 2006, pp.82-83)。さらに、社会的流動性が存在し、マイノリティ集団のメンバーが、社会的に上昇する場合、その個人は、かつて不当に収奪された富を、享受する立場に移動することがある。このように閉鎖性を持たない集団間では、債権と債務の確定が難しい (Butt 2008)。

第二に、より重要なのは、このような賠償の実践的目的との関係である。黒人への賠償を主張する論者のほとんどは、その目的が、黒人と白人の間に存在する富の較差の是正であるとしている。すなわち、現状における配分的正義が目的であり、その実施の責任を、加害に加担した政府に課しているのである。前述のように、過去の不正の是正の要請は、配分的正義の要請と、矯正的正義の要請が重なるときに強いものとなる。したがって、配分的正義ないしは平等性の規範の要請する賠償の範囲を超えれば、その訴求力は大きく減少することになる。

(b) このように考えれば、「較差の是正」の範囲を超えて、賠償額を積み上げることの意味は小さい。実際のところ、ダリティらは、前述の手法による損害額の累計による算定の困難と、政治的な実現可能性の乏しさを考慮して、これに代わる第二の計算法も提唱している。この方法は、白人世帯と黒人世帯の資産の較差を、過去の不正な加害の累積の結果であると見なして、これを賠償額にするというものである (Craemer et.al. 2023, p.58)。すなわち、白人と黒人の世帯の資産の平均値を等しくすることを基準にして、黒人に対して、ひとりあたり35.7万ドル、全体の合計は、14.7兆ドルの賠償を提唱する。その規模は、第一の基準よりもはるかに小さくなる (p.58)。

ダリティらがセカンド・ベストと考えるこの手法であるが、前述の諸問題に応答するうえで、こちらの方が優れた考え方と考えられる。第一に、矯正的正義の計算方法として妥当性がある。特定の損害を積み上げる方法は網羅性を欠き、政府による給付や、社会的上昇に伴う受益などを考慮しない点で不十分である。そこで、歴史上、公正な処遇がなされてきた場合に資産の平等が実現したであろうと推定し、この反実仮想をもとに賠償を行うことの方が、「矯正的正義」の観点から説得力を持つ

と考えられる。第二に、人種集団間の較差にもとづいて賠償額を決める手法は、賠償プログラムの実践的意図である「配分的正義」ないしは「平等性」の実現に整合的である（Craemer et.al 2023, p.58）。このような理由から、最近では、黒人への賠償を考えるにあたり、（a）よりも（b）の手法をとる論客が多くなっている。すなわち、現在の較差を埋めることをもって「賠償」と考えるのである（Nuti 2019, p.170）。

（c）カリフォルニア州の賠償案は、祖先の世代からの被害を計算するのではなく、現在の黒人住民が、差別的構造によって被った経済的損失をもとに賠償額を算定する。州政府は、不当な社会構造を形成・維持してきたことを根拠に、損失を賠償する義務を負うとされる。主たる被害として想定されるのは、健康被害、給与の差別、警察官や司法の暴力の被害などであり、構造的不正義の中で、日常的に生じるものである。

このような理論構成においては、過去の世代からの累計の理論に伴う困難は生じないが、根拠の曖昧さが残る。報告書が明言するとおり、構造的不正義が経済的損失につながる回路は、上記以外にも存在するため、賠償の金額をさらに積み上げることも可能と考えられる（p.608）。もっとも、この報告書においても、賠償の実践的目的は、黒人と白人の間の資産の較差を是正すること、すなわち配分的正義ないし平等性の実現にあるとされている。報告書の計算によると、居住歴の長い住民には100万ドル以上が支払われることになるので、配分的正義の観点からは、これ以上の積み上げを行う理由は乏しいと考えられる。

以上のように、賠償の論理は異なるが、奴隷制やジムクロウ制などの甚大な被害や、構造的不正義の下での長期間の不利益に対しては、矯正的正義の論理にしたがって、巨額の賠償金を積み上げることが可能である。ただし、いずれの場合も、実践的意図は、現在存在する経済的較差の是正にあり、賠償の金額もこの範囲にとどまる。賠償の構想は、配分的正義ないしは平等性の原理と、矯正的正義を組合せ、過去の不正の責任を負う政府に、現在の較差の是正の責任を課する形になっているのである⁹。

⁹ プロヴィデンス市の報告書も、「富や処遇の較差」の縮小という配分的正義を政策の目的とし、過去の加害をその原因と見なして、矯正的正義を組み合わせ

(2) 不正な構造の変革

構造的不正義を是正し、公正な協働の実現することは、協働に参加するすべてのアクターに課せられる「未来志向的」な義務によって要請される。しかしながら、ここに見られるように、構造的不正義の是正は、過去の加害を補償するプロジェクトの、重要な部分でもある。過去の行為から生じた構造的不正義は、現在まで持続し、個人の人生の機会や福利を制約している。したがって、過去の不正な行為の効果を除去する「矯正的正義」は、その是正を要求すると考えられるのである。

前掲の実践例のいずれにおいても、加害者が構造的不正義の是正の責任を負うものと考えられている。カリフォルニア州補償検討委員会の報告書によれば、カリフォルニア州は奴隷制以来、人種差別の諸制度・諸実践に加担ないし黙認し、不正な社会構造を生み出した。州は過去の行為を修復するために、構造の変革に取り組む義務があり、刑事司法、福祉政策、ヘルスケア、文化政策、など広範囲にわたる政策の展開が要請される。プロヴィデンス市の報告書も、ほぼ同じ政策を提言している。ジョージタウン大学の報告書、全国不動産協会、アメリカ医師会も、過去に黒人への不正に加担したことを理由に、それぞれの領域で、現在の差別的な構造の改善に取り組むことを表明している。

ヌティは過去とのつながりを次のように表現している。構造的不正義は、歴史を通じて諸アクターの行為を通じて更新され、持続されてきた。特に重要なのは国家の行為であり、国家は、過去に不正な構造を作り、維持してきたことの責任を問われなければならない(Nuti 2019, p.160)。加害の積み重ねの歴史が長いほど、「負債は増大する」。すなわち、是正のための義務はより強いものになる。国家以外にも、大学や業界団体など持続的に存在するアクターは、過去に不正な構造の再生産に寄与してきた責任を問われうるのである (Nuti 2021, pp.1247-1250)

このように構造的不正義の是正が「矯正的正義」の論理によって要請される場合、補償を受けるのは、過去の被害者の子孫ではなく、過去の被害者の「構造上の地位の継承者」、すなわち、現在の社会構造の中で、抑圧を受けるポジションにいる人々である (Nuti 2019, pp.162-163)。

る形をとっている。

不正な社会構造を是正することで、これらの人が現在被っている支配・抑圧が解消されるのである（Nutti 2019, p.171）。

前述のように、構造的不正義の是正が「未来志向的」な義務によって要請される場合、社会的協働に参加するすべてのアクターがその義務を負うが、構造に働きかける能力に応じて、それが強まると考えられる。他方、構造の変革が過去の加害を補償する義務から要請される場合には、過去の「負債」の重さに応じて、義務の強さが規定される。実際には、ここに見たように、多くの場合、両者の論理は重なる。国家や州のような政治共同体が、その責任の多くを負うことになるが、他方で、大学や、不動産業協会、医師会などの職業団体は、それぞれの機能に対応した領域において、社会慣行を変える影響力を持っており、過去の責任を引き受けつつ、変革に貢献することを求められる。

（3）和解

ここまで検討した「賠償」「不正な構造の変革」は、広義の「正義」に由来するものであるが、過去の加害の修復において、これとならんで必要なのが、「和解」である。「和解」は、行為主体性を持つアクター間の信頼関係の構築を意味する。不正な加害が行われた場合、加害者と被害者の間の信頼関係が壊れ、不信感が生じる。加害が止んだのちも、信頼関係を修復しなければ、相手の善意を信頼できない状態が続く。この結果、密接な交流や協力が困難になり、さらには対立が再燃する可能性もある。したがって、加害が行われた後には、加害者・被害者・共同体の間の、信頼関係を回復する必要がある。「和解」とはこのような信頼回復の営みである。

マーガレット・ウォーカーは、道徳的な信頼関係の構造と、それが破壊されたときの修復の手順を次のように説明している（Walker 2006, pp.66-70）。人間同士の道徳的關係が成り立つためには、第一に、共有された規範への信頼が必要である。すなわち、その規範が人間にとって価値ある生き方を示していることを、信じている必要がある。第二に、自己と他者が、この規範を尊重していることを、信じる必要がある。これらの信頼は、絶対的な確証とは異なり、疑問の余地も含まれるものであるが、相互を責任感のある主体と見なして、規範の遵守を期待するこ

とで、道徳的関係が成立しているのである。ここで一方のアクターが規範を遵守することへの期待を裏切ったとき、これらの要素が破壊される。すなわち、共有された規範への確信がゆらぎ、加害者がこれを遵守することへの信頼が失われる。このような状況下では、被害者は、自らの規範的判断についても懐疑を持つようになり、自尊心が傷つけられ、また、他人への不信や不安も生じる。この結果、他人に対して正しくふるまう自己の能力への確信を失う（PTSDなど）（Walker 2006, pp.18-19, 96-97）。加害が行われた後に、道徳的関係を再構築するためには、これらの要素を再建する必要がある。

加害者にはこのために、謝罪が求められる。「謝罪」は、加害者が自らの行為の不適切性をみとめ、共通の規範にそって、信頼関係を作り直す意志を表明するものである。加害者の謝罪に対して、被害者は道徳的非難をやめて、「赦し」を与えることができる。それは、被害者が加害者の改悛の真正性をみとめ、加害者が共通の規範にしたがうことを「信頼」することを意味する。もっとも、被害者の側に、加害者を赦す道徳的な義務はない。実際のところ、加害の悪質性が甚大な場合、被害者が加害者に対して、最低限の信頼を回復することすら不可能なこともある¹⁰。他方で、被害者が加害者との敵対関係の終了を望むのならば、加害者の和解の試みに応じて、信頼関係の構築を始めることができる。

信頼関係にも、様々なレベルが存在する。暴力的敵対をやめて平和的に共存するために必要な信頼関係は、最低次のものである。すなわち、暴力行使が行われないことが相互に期待されればよいのである。実際のところ、被害者が加害者を赦した場合でも、高次の信頼関係を発展させたいと互いが望むことはまれであり、多くの場合、信頼関係は低次のものにとどまる。これに対して、善意をもって助力し合うためには、より高次の信頼関係を構築することが必要である。そのためには、最低限の信頼関係が作られたのちも、信頼関係を強めるための努力を継続する必

¹⁰ 犯罪行為の残虐性が強く、加害者が人間性を放棄したとみなされる場合には、相手をわずかで信頼することが不可能になることもある。例えば、ナチスによる大量虐殺などに対してはいかなる赦しも、与えられるべきでないとの議論も有力である（Walker 2007, pp.86-90）。

要がある。

ここで重要なのは、加害者と被害者の両方を含む共同体の役割である。共同体は加害者を非難し、道徳的基準を確認し、被害者の立場の正当性を保証する。加害者が自らの不正を認知せず、あるいは和解への意欲を見せない場合であっても、共同体がこのような役割を果たすことによって、被害者が安全の感覚を取り戻し、自らの道徳的な地位と能力への信頼を回復できるのである（Walker 2016, ch.1）。共同体がこの義務を怠り、不正義を放置する場合には、被害者は共同体に対しても不信感を向けることになる。この場合は、後に、被害者と共同体との和解も必要になる。

ところで、主流派集団によって、マイノリティ集団への加害が行われた場合は、個人間の加害の場合とは、事情が異なる。個人間の関係においては、共同体が共通の規範にしたがって秩序を回復するうえで重要な役割を果たすが、主流派集団によるマイノリティ集団への加害が行われる場合、政府はこの加害に加担することが多いのである。すなわち主流派集団は政府や公的制度を支配している場合が多く、政府は、本来の任務にしたがって加害を制止するのではなく、これを怠り、さらには加害に加担することも多い。このような場合、マイノリティ集団は、直接の加害者に加えて、政府や公的制度への信頼をも喪失する。全体社会を代表する政府や公的制度から疎外されれば、マイノリティ集団は公的領域への参画を妨げられて周縁化され、構造的不正義が一層悪化する。このように、政府を巻き込む形で、主流派による加害が起こる場合、構造的不正義を是正するという観点からも、「和解」による修復が不可欠であり、しかも、最低限の範囲を超えて、より高次の信頼関係の回復がめざされるべきである。

集団間の加害の場合、和解をめざすのは、行為主体性を持ち、過去から現在まで持続する諸組織である。政府は、過去の不正において第一義的な責任を負うのが通常であり、したがって、和解においても、その主体になる。また政府以外の諸団体が、和解をめざす場合も多い。アメリカにおいては、不動産業協会、大学、医師会などが、和解の試みを行っている。このような諸集団による和解の実践には、それぞれが支配する社会領域において、公共空間へのアクセスを改善する効果が期待される（Reneau, Olivia J. 2024; Bates and Edwards 2013; Georgetown

University 2016)。

和解のためには、加害者は自己の行為の不正を認め、謝罪を行う。改悛の真正さを示す手段には、様々なものがありうる。加害者の責任を明らかにし、また被害者の尊厳を回復し、再発を防止するために、事件の調査・記録・想起が必要である (Walker pp.144-145, 212)。組織や集団が信頼を取り戻すためには、組織の行動原理が転換したことを、被害者に理解される必要がある。長期にわたって、構造的不正義に加担し、持続的に加害を行い、また過去の不正の修復を拒否してきた組織の場合、当該団体の組織構造や運営の規範、組織文化の変革が必要となろう。

このような作業が、過去の無数の加害行為について、無限に続くわけではない。集団間の信頼関係の回復が修復の目的なのであり、それが達成され、相互を対等な存在として尊重することを期待し合えるならば、他の事例を発掘・調査する意義は低下すると考えられる (Thompson 2002, p.35)

(4) 正義と和解の関係

「正義」と「和解」は、異なる実践であるが、両者は結びついている。和解のためには、矯正的正義にしたがって努力する必要がある (Thompson 2002, pp.50-52)。不当な加害を行った者が、真摯な改悛を示すためには、自らの行為の不当性を認め、その影響を是正することが自然だからである。もっとも、矯正的正義にもとづく賠償が行われたとしても、当事者が信頼関係の構築の意志を持たない場合には、和解は成り立たない。また、矯正的正義の達成が和解にとって絶対必要であるとは限らない。加害者が十分な資力を持たず、矯正的正義を実現できない場合であっても、真摯な改悛の念を示し、信頼関係の回復を願う意志が被害者が受け入れるのであれば、信頼関係の回復は可能になる。なお、被害者が意に反して外見上の「和解」を強要され、矯正的正義の要求を放棄させられることは不当である。

マイノリティ集団に対する加害行為は、社会全体における構造的不正義の形成・維持の過程で生じる。すなわち加害行為によって抑圧的支配を押し付け、また抵抗を封じるなかで加害がなされる。個別の加害行為は、様々な加害行為と連動しつつ、支配構造を作り上げる。

したがって、個々のアクターの行為の意味を、社会全体による加害のプロセスから切り離して問うことは難しい。個々のアクターが、自らの加害の効果を、単独で解消することも困難である。アクターには、他のアクターと協力して、「構造的不正義」の解消にコミットし、自らがなす貢献を続けてゆく義務がある。このような努力を続けることで、被害者からの不信感が減じられ、「和解」の可能性も生じると考えられる。国家レベルのみならず、社会の中の様々な場において、このようなローカルな実践が積み重なることで、マイノリティと主流派集団の信頼関係が徐々に醸成され、構造的不正義の克服のための協働が可能になることが期待されるのである。

参考文献

- Anderson, Elizabeth 2010 *The Imperative of Integration*, Princeton University Press.
- Bates, Benjamin R., and Jason A. Edwards 2013. "An Attempt to Heal Rifts in Medicine: Collective Apology and the American Medical Association's Attempts at Reconciliation with the African-American Community." *At the Interface/Probing the Boundaries* 86.
- Bonilla-Silva, Eduardo. 2021. *Racism without racists: Color-blind racism and the persistence of racial inequality in America*. Rowman & Littlefield.
- Blake, Michael 2018. "Shame, justice, and decolonization: a reply to Catherine Lu." *Global Justice: Theory Practice Rhetoric* 11.2: 51-57.
- Brophy, Alfred L. 2006. *Reparations: Pro and con*. Oxford University Press.
- Butt, Daniel. 2021. "What Structural Injustice Theory Leaves Out: For Symposium on Alasia Nuti, Injustice and the Reproduction of History." *Ethical Theory and Moral Practice*, 24.5, 1161-1175.
- California Task Force 2023. *The California Reparations Report* (Final Report of California Task Force to Study and Develop Reparation Proposals for African Americans)
- <<https://oag.ca.gov/ab3121/report>> (last accessed on 30 November 2024).
- Cole, Wendy 2020. "An Apology from the National Association of REALTORS", *Realtor Magazine Media*, November. 19, 2020.
- <<https://www.nar.realtor/magazine/real-estate-news/commentary/an-apology-from-the-national-association-of-realtors>> (last accessed on 30 July 2025).

- Craemer, Thomas et. al. 2023. "Wealth implications of slavery and racial discrimination for African American Descendants of the Enslaved" . In William Darity, A. Kirsten Mullen, and Lucas Hubbard (ed.), *The Black reparations project: a handbook for racial justice*. Univ of California Press.
- Darity, William and Kirsten Mullen 2023. "Where does black reparations in America stand?" . In William Darity, A. Kirsten Mullen, and Lucas Hubbard (ed.), *The Black reparations project: a handbook for racial justice*. Univ of California Press.
- Darity, William, A. Kirsten Mullen, and Lucas Hubbard 2023. "Introduction" . In William Darity, A. Kirsten Mullen, and Lucas Hubbard (ed.), *The Black reparations project: a handbook for racial justice*. Univ of California Press.
- Dawson, Michael C., and Rovana Popoff 2004. "Reparations: Justice and greed in Black and White." *Du Bois Review: Social Science Research on Race* 1.1: 47–91.
- Fowle, Matthew Z. 2022. "Racialized homelessness: A review of historical and contemporary causes of racial disparities in homelessness." *Housing Policy Debate* 32.6 (2022): 940–967.
- Georgetown University 2016. *Report of the Working Group on Slavery, Memory, and Reconciliation*.
- Kim, Hohan 2024. "Structural transformation and reparative obligation: Reinterpreting the beneficiary pays principle." *Journal of Social Philosophy* 55.4.
- McKeown, Maeve. 2023. "Pure, Avoidable, and Deliberate Structural Injustice." In Jude Browne & Maeve McKeown, *What is Structural Injustice?*
- Nuti, Alasia 2019. *Injustice and the reproduction of history: Structural inequalities, gender and redress*. Cambridge University Press.
- Nuti, Alasia 2021. "Unjust History and Its New Reproduction—A Reply to My Critics." *Ethical Theory and Moral Practice* 24.5: 1245–1259.
- Owen, David 2021 "Solidarity and the politics of redress: structural injustice, history and counter-finalities." *Ethical Theory and Moral Practice* 24.5 1213–1227.
- Providence 2022. *Report of the Providence Municipal Reparations Commission*. August 2022
- Reneau, Olivia J. 2024. "Justice Delayed: An Analysis of Local Proposals for Black Reparations." *RSF: The Russell Sage Foundation Journal of the Social Sciences* 10.3.
- Reskin, Barbara 2012. "The race discrimination system." *Annual review of*

- sociology* 38.1: 17-35.
- Thompson, Janna 2002. *Taking responsibility for the past: Reparation and historical injustice*. Cambridge: Polity.
- Walker, Margaret Urban 2006. *Moral repair: Reconstructing moral relations after wrongdoing*. Cambridge University Press.
- Weinrib, Ernest J. 2002. "Corrective justice in a nutshell." *The University of Toronto Law Journal* 52.4 (2002): 349-356.
- Young, Iris Marion 1990. *Justice and the Politics of Difference*. Princeton University Press.
- Young, Iris Marion 2006. "Taking the basic structure seriously." *Perspectives on politics* 4.1: 91-97.
- Zheng, Robin 2018 "What is my role in changing the system? A new model of responsibility for structural injustice." *Ethical Theory and Moral Practice* 21.4: 869-885.
- Zheng, Robin 2021. "Moral criticism and structural injustice." *Mind* 130.518: 503-535.